

広島県告示第百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第四項の規定によって広島県収納代理金融機関に指定した株式会社商工組合中央金庫は、令和二年四月一日その指定を取り消す。

令和二年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦